

改正 昭和52年1月25日規則第9号 昭和58年6月11日第49号 昭和63年3月24日第7号 平成8年8月16日第71号 平成12年3月31日第76号  
平成13年1月5日第6号 平成20年5月16日規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあいまつて、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

(代表者の届出)

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号によるものとする。

(有害物の遺棄、漏せつの禁止)

第4条 何人も、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔昭和52年規則9号〕

(禁止期間)

第5条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間採捕してはならない。

| 水産動物                     | 禁止期間   |
|--------------------------|--|
| あゆ                       | 加東市斗竜灘漁場(斗竜橋下流端から下流滝見橋上流端までの区域)のあゆかけひ又はあゆ竿釣の漁法により採捕する場合にあつては1月1日から4月30日まで、その他の区域(武庫川尻から阪神電鉄武庫川鉄橋までの区域を除く。)にあつては1月1日から5月25日まで |
| ぼら(全長20センチメートル以下のものに限る。) | 4月1日から 8月31日まで   |
| 遡(さく)河性さけ                | 1月1日から 12月31日まで  |
| ます類(にじますを除く。)            | 10月1日から 翌年2月末日まで   |

一部改正〔昭和63年規則7号・平成20年48号〕

(全長等の制限)

第6条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物でそれぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

| 水産動物              | 大きさ           |
|-------------------|---------------|
| こい                | 全長15センチメートル以下 |
| うなぎ               | 全長20センチメートル以下 |
| いわな及びやまめ(あまごを含む。) | 全長12センチメートル以下 |

一部改正〔昭和63年規則7号〕

(漁法の制限及び禁止)

第7条 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 発射装置を有するもり及びやすを用いてする漁法
- (3) 箱眼鏡又は水中眼鏡を用いてする引掛漁法
- (4) 透明性のもんどりを用いてする漁法(一名びんづけ)
- (5) 瀬干(かえ乾(ほし)又は瀬違い)漁法
- (6) 遡(さく)河魚類の通路を遡(しや)断してせん(一名もんどり又はもじ(鋼製のものを含む。))を用いてする漁法
- (7) やな漁法
- (8) 石たたき漁法(ハンマー等で岩石をたたいて魚をまひさせる漁法)
- (9) 毒流し漁法
- (10) 12月1日から翌年2月末日までの期間河川池沼のよどみに群集する小さい雑魚をすくいとする漁法(網目1.5センチメートル以上の抄網(すぐい)でするものを除く。)
- (11) 9月1日から11月15日までの間にするあゆ瀬掛漁法

(禁止区域)

第8条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

| 河川名                    | 禁止区域   | 禁止期間            |
|------------------------|--|-----------------|
| 円山川                    | 豊岡市日高町西芝と同市上佐野との両岸における境界見通線から下流八代川樋門(豊岡市佐野)中央から正東の線までの区域                                       | 10月1日から11月30日まで |
| 円山川支流<br>新宮谷川及<br>び小坂川 | 新宮谷川沿岸の新宮神社(豊岡市但東町東中)鳥居中央から正南の線及び小坂川の早谷橋(同市同)上流端から下流両河川合流点下流の小坂川堰(えん)堤(通称中堰(えん)堤)(同市同)上流端までの区域 | 1月1日から12月31日まで  |
| 竹野川                    | 本流旧畑井堰(豊岡市竹野町阿金谷)下流端から下流竹野新橋下流端までの区域   | 10月1日から11月30日まで |
| 矢田川                    | 本流大乘寺橋(美方郡香美町香住区森)上流端から下流通称まり岩(同町香住区油良)から正西の線までの区域   | 10月1日から11月30日まで |
| 岸田川                    | 本流戸田橋(美方郡新温泉町戸田)上流端及び支流久斗川岡住橋(同町福富)上流端から下流両河川合流点下流本流清富橋(同町浜坂)下流端までの区域                          | 10月1日から11月30日まで |
| 千種川                    | 赤穂市上水道堰(えん)堤(赤穂市木津)下流橋から下流本流赤穂大橋(同市中広)下流端までの区域   | 10月1日から11月30日まで |
| 揖保川                    | 姫路市余部区と同市網干区との両岸における境界見通線から上流同市余部区上余部中川分流点左岸標柱から正西の線までの区域                                      | 10月1日から11月30日まで |
| 揖保川                    | 宍粟市山崎町清野字三木地先堰(えん)堤から下流180メートルの線及び同堰(えん)堤から上流50メートルの線で囲まれた区域                                   | 3月1日から8月31日まで   |
| 加古川                    | 本流西日本旅客鉄道山陽本線橋梁(りよう)上流端から上流6メートルの線から上流1,800メートルの線までの区域   | 10月1日から11月30日まで |
| 武庫川                    | 本流甲武橋(西宮市上大市5丁目)上流端から百間樋(宝塚市美幸町)から正東の線までの区域  | 10月1日から11月30日まで |

(移植の制限)

- 第8条の2 何人も、オオクチバス属(オオクチバス若しくはコクチバス又はこれらの亜種を除く。)の魚種(卵を含む。以下同じ。)を移植してはならない。ただし、当該魚種が漁業権の対象となっている場合において当該魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植するとき、又は当該魚種の移植について知事の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の申請書のほか、第1項の許可をするかどうかの判断に関して必要と認める書類の提出を求めることがある。
  - 4 知事は、必要があるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付することができる。
  - 5 知事は、第1項の許可をしたときは、様式第3号による許可証を交付する。
  - 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。
  - 7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
  - 8 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第5項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
  - 9 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第5項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。
  - 10 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後速やかに第5項の許可証を知事に返納するとともに、その結果を報告しなければならない。この場合において、当該許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 追加〔平成8年規則71号〕、一部改正〔平成12年規則76号・20年48号〕

(砂れきの採取禁止)

- 第9条 何人も、第8条に規定する禁止区域において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。
- (1) 河川工事、砂防工事及び地すべり防止工事(災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。)による場合
  - (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第7条に規定する河川管理者、砂防法(明治30年法律第29号)第5条に規定する都道府県知事若しくは同法第6条に規定する国土交通大臣又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第7条に規定する都道府県知事が知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がなされた場合
- 全部改正〔昭和52年規則9号〕、一部改正〔平成8年規則71号・12年76号・13年6号〕

(遡(さく)河魚類の通路を遮(しや)断して行なう水産動物の採捕の制限)

- 第10条 遡(さく)河魚類の通路を遮(しや)断する漁具又は漁法によつて水産動物の採捕を行なう場合には、流水幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(試験研究等の適用除外)

- 第11条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ又は水産動物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の申請書のほか、第1項の許可をするかどうかの判断に関して必要と認める書類の提出を求めることがある。
  - 4 知事は、必要があるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付することができる。
  - 5 知事は、第1項の許可をしたときは、様式第5号による許可証を交付する。
  - 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して採捕してはならない。
  - 7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
  - 8 第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第5項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
  - 9 第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、第5項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。
  - 10 第1項の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失つた場合には、速やかに第5項の許可証を知事に返納するとともに、その経過を報告しなければならない。この場合において、当該許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 一部改正〔平成8年規則71号・12年76号〕

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

- 第12条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、これを建設し、又は設置したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

- 第13条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくは損傷したときは、直ちにこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(罰則)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (1) 第4条第1項、第5条から第8条まで、第8条の2第1項若しくは第6項、第9条、第10条又は第11条第6項の規定に違反した者
  - (2) 第4条第2項による命令に違反した者
  - (3) 第8条の2第4項(同条第8項において準用する場合を含む。 )又は第11条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。 )の規定により付された制限又は条件に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物又は漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
- 一部改正〔昭和58年規則49号・平成8年71号〕

- 第15条 第8条の2第9項又は第11条第9項の規定に違反した者は、科料に処する。
- 一部改正〔平成8年規則71号〕

- 第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第14条第1項又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年1月25日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則 (昭和58年6月11日規則第49号)  
この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。  
附 則 (昭和63年3月24日規則第7号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則 (平成8年8月16日規則第71号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附 則 (平成12年3月31日規則第76号抄)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則 (平成13年1月5日規則第6号)  
この規則は、平成13年1月6日から施行する。  
附 則 (平成20年5月16日規則第48号)  
この規則は、公布の日から施行する。